

地域防災公園計画検討会規約

(名称)

第1条 本会は地域防災公園計画検討会（以下「検討会」という）と称する。

(目的)

第2条 本検討会は、南海トラフ巨大地震による甚大な被害が想定される海陽町において、災害に強いまちづくりを実現するため、救援物資や生活必需品の輸送拠点等となる地域防災公園の計画に係る検討を行うことを目的とする。

(調整事項)

第3条 本検討会は前条の目的を達成するため、次の事項を行う。

- (1) 地域防災公園の整備に関する課題の把握、意見調整
- (2) 地域防災公園の利活用に関する課題の把握、意見調整
- (3) 地域防災公園に関する計画の検討
- (4) 地域防災公園と阿南安芸自動車道との連絡方法等の検討
- (5) その他

(組織)

第4条 本検討会の構成は別表のとおりとする。

(検討会)

第5条 本検討会は、事務局が必要に応じ招集する。

(オブザーバー)

第6条 本検討会にオブザーバーを置くことができる。

(事務局)

第7条 事務局は、海陽町建設課に置く。

付則 この規約は平成28年5月23日から施行する。